

泉佐野市公用バスの有料広告掲載に関する募集要領

泉佐野市公用バスの有料広告の掲載者を次のとおり募集します。

1. 掲載許可期間

令和 8 年 5 月 1 日(金)から令和 9 年 3 月 3 1 日(水)

ただし広告掲載期間は、掲載延長を希望する場合は、1 年単位により令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで延長することができる。

2. 対象車両

(1) 公用バス(29人乗)

番号	掲載位置	寸 法	月 額
①	車両側面 (右)※運転席側	縦 50cm 横 300cm	15,000円
②	車両側面 (左)	縦 50cm 横 230cm	15,000円
③	車両後面	縦 60cm 横 130cm	20,000円

※上記の寸法は目安です。詳細な位置等は協議の上、決定します。



① 車両側面(右)



③ 車両背面



② 車両側面(左)

3. 申込者の資格要件

次の（１）、（２）のすべてを満たす者に限り応募できます。

（１）大阪府内に事業所、店舗等を有する個人又は法人事業主

（２）資格要件

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しない者
- ② 市税の滞納がない者
- ③ 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
- ④ 泉佐野市暴力団排除条例（平成２４年泉佐野市例第２８号）第２条第１号、第２号及び第３号に該当しない者

4. 申込方法

- （１）提出書類 ア．泉佐野市公用バス広告掲載申込書（様式第１号）
 イ．広告掲載見本（Ａ４規格に縮小したもの）
 ウ．申込者の概要がわかる書類（会社案内、定款等）
 エ．本市納税証明書

（２）受付期間等

- ① 受付期間 令和８年３月２日(月)～令和８年３月２５日(水)
 ※土・日・祝日を除く。
- 受付時間 午前８時４５分から午後５時１５分まで
- 提出先 泉佐野市役所 ２階 総務部総務課
- 提出方法 持参による

5. 広告掲載の基準

（１）公用車に掲載することができる広告は、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱第２条に定める基準に該当するものとする。

（２）（１）の規定によるもののほか、公用車を利用した広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する等、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- ① 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア．過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ．信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ．蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- ② 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア．読ませる広告及び４コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ．ヌード及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ．デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの
 - エ．絵柄や文字が過密であるもの

- (3) 広告の中に、サイズ縦 5 cm×横 8 cm 以上の「広告」の表示を入れるものとする。
- (4) 広告の材質は、特殊フィルム等のはく離が可能なラッピングシートにより行うものとする。
- (5) (4) の材質は、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないものとする。

6. 決定方法

- (1) 申込者の広告内容が適切であるかどうかを審査し、広告掲載の可否を決定します。ただし広告掲載の可否について判断が難しい場合は、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱第7条の規定に基づき、広告掲載審査委員会において、広告掲載の可否を決定する。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲載決定通知書（様式2号）により通知する。
- (3) 広告の内容が適切であると判断した申込数が複数ある場合は下記日程等により申込箇所毎に抽選により決定する。

日 時 令和8年3月30日(月) 10時開始
場 所 市役所 地下1階 会議室

7. 広告掲載料の納付

広告掲載料は広告掲載開始期日までに一括前納するものとする。

8. 広告の掲出等

- (1) 広告の掲載にあたっては、作業日程、工程、場所等について、あらかじめ協議するものとする。
- (2) 広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とします。
- (3) 広告の撤去作業により、車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとします。
- (4) 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、市が原状に復するものとします。
- (5) 第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、市の責任に帰すべきことが明らかな場合を除き、市はその責任を負わない。この場合、広告主の負担において再度、広告を作成し、掲載するものとします。

その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と市が協議の上、解決するものとします。

9. 広告の変更

広告主は、掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、変更する広告の原稿を添付して変更申請書（様式3号）を市長へ提出し承認を得なければならない。

10. 広告掲載の取消

次に該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消しすることができる。

- (1) 広告主が広告掲開始日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告掲載に支障があると認めたとき。

11. 広告掲載料の返還

既に納付された広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、当該広告掲載料を還付することができる。

なお広告掲載料の返還を行う場合において、掲載を取り消した日を基準として日割り算定した額を還付するものとする。

12. 広告主の責務

広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

13. その他

広告の申込みにあたっては、本要項並びに「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」の内容を事前に確認し、遵守してください。